
プロジェクト **IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発**

項目 **本日の審議事項**

これまでの経緯

1. 当委員会は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を審議テーマとすることを決定した。
2. 当委員会は、2023 年 6 月 26 日に、ISSB から IFRS S1 号及び IFRS S2 号の確定基準が公表されたことを踏まえ、これまで別紙に示した論点（発効日及び経過措置を除く。）について審議を行った。

本日の審議事項

（暫定合意のための意思確認）

3. 第 29 回サステナビリティ基準委員会（2024 年 1 月 25 日開催）では、「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 14 条第 5 項に基づき、委員の間で意見が分かれていると考えられる論点について、暫定合意のための意思確認を行ったが、一部の論点については、再度意思確認を行うこととした。
4. また、第 30 回サステナビリティ基準委員会（2024 年 2 月 6 日開催）では、当局より、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準の適用が要請される企業の範囲を、「グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（東京証券取引所のプライム上場企業又はその一部）」とすることが示された。
5. このため、本日の委員会では、第 3 項において再度意思確認を行うこととした論点と、前項の内容を受けて再度意思確認を行うことが適当と考えられる論点について、適正手続規則第 14 条第 5 項に基づき、暫定合意のための意思確認をさせていただきたい（審議事項 A1-2）。

(個別論点の検討)

6. 本日の委員会では、次の論点についてご審議いただきたい。

- (1) 発効日 (審議事項 A1-3)
- (2) 経過措置 (審議事項 A1-4)

(公開草案の文案)

7. 本日の委員会では、次の文案についてご審議いただきたい。

- (1) 「サステナビリティ開示基準の適用」の文案 (審議事項 A1-5)
- (2) 「一般開示基準」の文案 (審議事項 A1-6)
- (3) 「気候関連開示基準」の文案 (審議事項 A2-1)
- (4) 「コメントの募集及び本公開草案の概要」の文案 (審議事項 A1-7)

8. 前回の委員会で聞かれた意見については、審議事項 A1-1 においてお示ししている。

以 上

別紙

日本版 S1 プロジェクト及び日本版 S2 プロジェクト

(主な内容)

1. 日本版 S1 プロジェクト及び日本版 S2 プロジェクトでは、当委員会が開発するサステナビリティ開示基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSB の IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発を行う。

(検討状況及び今後の計画)

2. 当委員会は、2023 年 1 月に、ISSB の IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発に着手することを決定した。当委員会は、ISSB における審議の動向を踏まえ、公開草案の公表に向け審議を行う予定である。なお、公開草案及び確定基準の目標公表時期は、以下のとおりである。

1	公開草案の目標公表時期	2023 年度中（遅くとも 2024 年 3 月 31 日まで）
2	確定基準の目標公表時期	2024 年度中（遅くとも 2025 年 3 月 31 日まで）

3. 主な論点は、以下の論点リストのとおりである。

日本版 S1 プロジェクトの論点リスト

論点	
目的	
範囲	
適正な表示	適正な表示
	合理的で裏付け可能な情報 バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価
重要性	重要性の定義
	重要性がある情報の識別及び開示
	集約及び分解
	法令との関係
	商業上の機密情報 安全保障を脅かす可能性のある情報
報告企業	報告企業
	関連する財務諸表

論点	
つながりのある情報	
4つの柱	
ガバナンス	
戦略	戦略
	レジリエンス
リスク管理	
指標及び目標	
ガイダンスの情報源	
情報の記載場所	情報の記載場所
	他の情報との関係
	相互参照
報告のタイミング	同時の報告
	対象期間
	12か月よりも長いのか短い報告期間
	公表承認日及び後発事象
	期中の報告
比較情報	比較情報の開示
	比較情報の更新
	実務上不可能な場合
準拠表明	
判断	
測定の不確実性	
誤謬	
用語の定義	
有用なサステナビリティ情報の質的特性	
発効日及び	発効日
経過措置	経過措置

日本版 S2 プロジェクトの論点リスト

論点	
目的	
範囲	

論点	
ガバナンス	
戦略	戦略
	気候レジリエンス
リスク管理	
指標及び 目標	気候関連の指標及び目標
	温室効果ガス排出
	温室効果ガス排出の3つのスコープ
	GHG プロトコルと法域における他の法令等との関係
	GHG プロトコルの測定アプローチ
	スコープ1及びスコープ2の温室効果ガス排出の分解
	バリュー・チェーンを通じての気候関連のリスク及び 機会の範囲の再評価
	異なる報告期間の情報の使用
	CO ₂ 相当量に変換した温室効果ガスの集約
	スコープ2 温室効果ガス排出の測定におけるロケーシ ョン基準とマーケット基準
	絶対総量の開示における重要性の判断の適用
	スコープ3 測定フレームワーク
	スコープ3 温室効果ガス排出の見積り：実務上不可能 な場合
	ファイナンスに係る排出 (financed emissions)
	温室効果ガス排出量の表示単位
	温室効果ガス排出の絶対総量の開示
	温室効果ガス排出の測定方法の開示
	気候関連のリスク及び機会並びに投下資本
	内部炭素価格
	報酬
温室効果ガス排出目標	
用語の定義	
発効日及び 経過措置	発効日
	経過措置

以 上